

論文審査の結果の要旨

氏 名 秋葉 淳

本論文は、オスマン帝国史研究でのイスラーム法廷への関心の国際的高まりをふまえ、担い手たるイスラーム法官の職制、任命制度、教育と出自につき、19-20世紀初頭の時期を対象に、オスマン語の未完公文書史料及び各種公刊史料を包括的に用い体系的に分析し、前近代の最末期における実体と近代における変容を、広い視野から実証的かつ分析的に明らかにした研究である。

本論文は、序論と4つの章と結論の六部構成からなる。

序論では、イスラーム法官研究史をたどり、近代化への関心とイスタンブール中心史観による限界に対し、諸集団、諸個人の対立・交渉と中央地方関係の視点を導入し、長老府文書を中心に各種史料を広くに利用したことを述べる。

第1章では、前近代の最末期のオスマン帝国における多くの地方でのガーディー即ちイスラーム法官代理のナーイブによる裁判、手数料配分におけるカーディー・ナーイブ関係の徴税請負制との類似、ダンズィマート改革における徴税請負制廃止後の名目的カーディーの有給化とナーイブのカーディーへの上納制廃止による両者の分離と徴税請負的構造の解消を論ずる。

第2章では、ダンズィマート前期におけるナーイブ任命の実態、1855年の改革によるナーイブ職の公的制度化とカーディー制度の名目的職制化、1864年の地方行政改革による帝国全土へのナーイブ任命制度の確立と給与制度の成立、および制定法裁判所の成立の影響を論ずる。

第3章では、ナーイブ養成制度につき、1855年改革での公的ナーイブ学院の設立と卒業生の重要性化、1908年の青年トルコ革命後の改革での徹底化、その背景にある長老府を中心とする中央の上級官職ウラマーの他勢力に対する対抗関係、ナーイブ学院卒業者の自己主張の高まりと1913年のナーイブのカーディーへの名称変更とカーディーからナーイブへの移行の完了を論ずる。

第4章においては、イスラーム法官の社会的背景とキャリア・パターンの変化を経歴史料を用い数量的に分析し、ウラマー層出身者の自己再生産傾向と出身地域ごとの特性を明らかにする。

結論においては、中央と地方との関係におけるイスラーム法官の性格にふれ、地方名士層出身者側面と全オスマンの制度を代表する「オスマン化」の象徴的側面を指摘して分析を終える。

以下は評価であるが、オスマン帝国史のみならずイスラーム世界の社会史にとり極めて重要なイスラーム法廷の担い手の変容を、19-20世紀のオスマン帝国を例に未利用の長老府文書を中心に各種史料を精査し解明したことは、国際的にも最先端の画期的業績である。

その際、ナーイブの教育制度の変化の包括的検討は、オスマン教育史研究上も未踏の新領域開拓といえる。

イスラーム法官の個々人の未完の履歴史料を、サンプル分析ではあるが体系的に分析し、社会移動の実態を解明した点も大きな貢献といえる。

しかしながら、本論文にもいくつかの欠点が存在している。

第一に、イスラーム法官問題につき、特定の地方に視点を据えた体系的分析は十分になされていない。

第二に、方法として、プロソグラフィを用いるとするが、この方法の理解につき若干の問題がある。

第三に、経歴史料分析の際、母集団とサンプルの関係につき、一層の厳密な検討を要する。

しかしながら、結論として、このようないくつかの欠点は、本論文の評価を決して損なうものではない。19世紀から20世紀にかけてのオスマン帝国におけるイスラーム法廷の変容につき、カーディーからナーイブへの移行とナーイブの教育と社会的出自の変化を、オスマン語史料の包括的分析により、体系的かつ実証的に解明した本論文は、オスマン帝国史、イスラーム社会史に大きく貢献し、博士（文学）の学位を授与するのに相応しいものと評価できる。